

## 平成 22 年度「観光地づくり人材育成事業」受託者募集要項

### 1 目的

昨年の「2009 新潟県大観光交流年」を機に各地域において様々な誘客に対する取組が行われているところであるが、県内の観光関係者から地域に対する関心をより強く持ってもらい、リピーター確保のための魅力ある観光地づくりを進めるため、市町村観光協会職員及び市町村・県地域振興局の観光担当者を対象として地域における自主的かつ持続的発展が可能な観光地づくりを推進できる人材の育成を目的とした研修事業を実施する。

### 2 委託の内容（企画提案の仕様）

#### (1) 委託業務名

平成 22 年度「観光地づくり人材育成事業」業務委託

#### (2) 委託業務の概要

##### ア 委託業務の範囲

- ① 研修会の企画運営
- ② 研修会場での参加者アンケートの実施とアンケート結果を取りまとめた実施報告書の作成・提出

##### イ 受講対象者

実務レベルの市町村観光協会職員及び市町村・県地域振興局の観光担当者

##### ウ 開催場所及び研修実施回数

県内会場で最低 3 回

※ 研修会場の確保は、受託者の研修実施可能日に応じて委託者にて行う。

エ 研修実施期間 委託者と調整の上、平成 22 年秋季に実施する。

オ 研修実施時間 10 時～17 時（休憩時間を含む）※日帰りでの研修とする。

カ 受講者数 1 回あたり 30 名程度

##### キ 研修のねらい

下記のねらいを達成できる研修内容とすること。

- 観光地づくりを推進するためには地域の魅力を発見し、新しい観光資源を掘り起こすことが課題となることから、観光地づくりにとって重要となる「地域のお宝・魅力」を発見する必要性を学ぶ。
- 観光資源として期待出来る「地域のお宝・魅力」を発見するために必要な手法について学ぶ。
- 発見した「地域のお宝・魅力」を今後の誘客に繋げられる観光資源として育成していくためには磨き上げが必要となることから、観光資源の魅力を引き出す磨き上げの方法や活用方法について学ぶ。

ク 研修手法

研修内容は座学とワークショップ形式の研修を組み合わせるが、ワークショップを中心に実施すること。

ケ アンケートの実施

受講者に対し、アンケートを実施し、アンケート結果を取りまとめ、事業実施結果報告書を作成の上、A4版10部及び電子データ原稿を電子媒体（CD-R）で提出すること。

**(3) 委託期間**

契約締結の日から平成23年3月31日（木）

**(4) 委託金額及び支払日**

ア 委託金額

2,000千円（会場借上料を除く・消費税及び地方消費税込み）以内とする。

イ 支払日

委託業務を完了し、適正な請求書を受領した日から30日以内に契約金額を支払う。

**3 参加資格**

観光振興事業、観光事業者等に対する研修事業を実施している団体で、次の条件すべてを満たす団体とする。

- (1) 事業目的の達成及び事業計画の遂行に必要な経営基盤を有し、かつ資金等について十分な管理能力を有していること。
- (2) 新潟県知事から入札参加資格（指名）停止を受けている期間中でないこと。
- (3) 新潟県税及び地方消費税に未納がないこと。

**4 参加表明書の提出**

本業務の受託者は、コンペティション形式にて決定する。応募を希望する者は、別紙様式1「平成22年度 観光地づくり人材育成事業 企画提案コンペ参加表明書」（以下「参加表明書」という。）に必要事項を記入し、郵送、ファックス又は持参により提出すること。

**(1) 提出期限**

平成22年7月27日（火）午後5時

**(2) 提出先**

（社）新潟県観光協会 総務・情報グループ 担当：入山 宛

**5 質問及び回答**

**(1) 受付期間**

平成22年7月14日（水）から平成22年7月30日（金）までの各日の午前8時30分から午後5時まで。ただし、土・日曜日を除く。

**(2) 質問及び回答方法**

ア 質問は、参加表明書を提出した者のみ行えるものとする。

イ 質問内容は、別紙様式2「質問書」を参加表明書に記載の担当者が電子メール又はファックスにて送付すること。

ウ 回答については、参加表明書を提出したすべての者に対して、質問受付終了後まとめて電子メールにて回答する。回答を受信した場合は、必ず確認の電子メールを返信すること。

エ 質問に対する回答事項は、本募集要項に対する追加又は修正とみなす。

オ 審査に関する質問には、一切回答しない。

## **6 企画提案書等の提出**

参加表明をした団体は、下記にとおり必要書類を提出すること。

### **(1) 提出書類及び部数**

ア 企画提案書（A4版、横書き、左綴じ） <6部>

業務の実施方針、研修の内容・手法、講師のプロフィール、研修実施可能日、事業実施体制を記載すること。

イ 見積書（A4版、横書き） <6部>

交通費を含む積算内訳を記載すること。

ウ スケジュール（A4版、横書き） <6部>

研修の開催日程（実施可能日）を中心に準備に必要なスケジュールを表形式で記載したもの。

エ 添付書類

① 会社概要又は会社概要パンフレット <1部>

② 過去3年間における研修事業の受注実績報告書（別紙様式3） <6部>

### **(2) 提出期間**

平成22年7月14日（水）から平成22年8月6日（金）午後5時まで

### **(3) 提出方法**

宅配便（メール便を除く）、郵送又は持参による。宅配便、郵送の場合は、上記（2）の期間内に配達されたものに限る。なお、郵送の場合は、下記の方法を順守すること。

#### **● 郵送**

配達証明付き書留郵便（封筒の表に「平成22年度 観光人材づくり研修業務委託 企画提案コンペティション提出書類 在中」と朱書きすること。）によること。

### **(4) 提出先**

（社）新潟県観光協会 総務・情報グループ 担当：入山 宛

## **7 選定方法及びスケジュール等**

### **(1) 選定の方法及び結果の通知**

提出された企画提案書等による書類審査を行い、提案内容等において最も適格と判断した1社を事業委託先とし、平成22年8月17日（火）までにその結果を通知する。

### **(2) 失格**

次のいずれかに該当する者が行った提案は、失格となることがある。

ア 本募集要項に適合しない書類を作成し、提出した者

イ 記載すべき事項の全部又は一部を記載せず、または書類に虚偽の記載をし、これを提出した者

### (3) ヒアリング等の実施

審査担当者が必要と認めるときは、参加者に対し、電話等でのヒアリングの実施、又は追加資料の提出を求めることがある。

### (4) 審査基準

審査にあたっては、以下の審査基準により総合的に評価し、選考する。

| 項目     | 審査基準                          |
|--------|-------------------------------|
| 企画内容   | 研修の視点、特徴、手法は目的達成に適したもののか。     |
|        | 研修に適した講師を確保できる見込みがあるか。        |
|        | 研修の内容は、効率的に実施されるものか。          |
| 業務遂行能力 | 委託業務を確実に遂行する能力があるか。           |
|        | 業務の実施体制は、整っているか。              |
| 事業実績   | 観光振興事業、観光事業者等に対する研修事業の実績は豊富か。 |

### (5) 審査結果

審査結果は、参加者全員に郵送で通知する。

### (6) その他

審査経過については、一切公表しない。また、選定結果についての異議申し立ては受理しない。

## 8 契約の締結

### (1) 契約締結の交渉

選定した企画案を提出した団体は、契約に当たり、選定された提案内容をもとに、業務の仕様について委託者と打合せを行い、詳細を詰めたうえで、再度見積書を提出するものとする。契約は、当該打合せにより決定した内容に基づく仕様書を作成し、締結するものとする。

ただし、その者が、地方自治法施行令第167条の4の規定のいずれかに該当することとなった場合、契約の締結を行わないことがある。

### (2) 契約にあたっての留意事項

ア 委託の対象経費は、事業実施に必要となる経費（旅費、通信運搬費、消耗品費、印刷製本費、謝金、保険料、事業実施のための人件費等）で、会場借上げ料、備品購入費は含まない。

イ 当該業務について、委託者の了解なしに他社に再委託することはできない。

ウ 委託費の支払については、原則、精算払いとする。

## 9 注意事項

(1) 本要項に基づく企画提案に対する一切の費用（旅費、通信費等を含む）は、参加者の負担とする。

(2) 提出された企画提案については、提案を行った者に無断で使用しない。

(3) 提案書等の審査を行う際、必要な範囲において提案を行った者に通知することなく複製を作成することがある。

(4) 提出された関係書類等は、返還しない。

## 10 関係書類の提出先、問い合わせ先

〒950-8570  
新潟市中央区新光町4-1  
(社)新潟県観光協会  
総務・情報グループ(担当:入山一史)  
電話:025-280-5795/FAX:025-283-4345  
E-mail:[iriyama@niigata-kankou.or.jp](mailto:iriyama@niigata-kankou.or.jp)

### (参考) 地方自治法施行令 最終改正:平成二二年五月一四日政令第一三五号

第167条の4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- (1) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- (2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- (4) 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。
- (6) この項(この号を除く。)の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。